

天草ジオパーク推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、天草ジオパーク推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、天草市、上天草市及び苓北町（以下「関係市町」という。）の地域住民、行政等が連携して、天草地域のジオパーク活動を推進するため、天草地域における地質遺産若しくは関連する文化遺産の保護又は活用を図り、もって地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 天草地域におけるジオパークに関する事業
- (2) 天草地域におけるジオパーク資産を活用した教育啓発、地域振興及び観光振興に関する事業
- (3) 日本ジオパークネットワーク及び世界ジオパークネットワークの活動に関する事業
- (4) 前3号に掲げる事業を達成するための関係機関及び地域との連携並びに情報発信に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ジオパーク活動を推進するために必要な事業

第2章 組織

(組織)

第4条 推進協議会は、委員40人以内で組織し、委員は別表1に掲げる団体等から選出する。

(役員)

第5条 推進協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 監事は、推進協議会の会計及び会務を監査する。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が推薦し、推進協議会の承認を得るものとする。

3 顧問は、推進協議会に対し必要に応じ助言を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 推進協議会の経費は、関係市町の負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第3章 会議

(会議)

第10条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議に出席することを求めることができる。

（付議事項）

第11条 会議の付議事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 推進協議会の事業計画及び予算の承認

(2) 推進協議会の事業報告及び決算の承認

(3) 規約の変更

(4) その他主要事項

（会議録）

第12条 会議の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 会議録署名人の選任に関する事項

2 会議録には、議長及びその会議において選任された署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

（会議及び会議録の公開）

第13条 関係市町の住民は、会議を傍聴することができる。

2 関係市町の住民が、会議の会議録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

（幹事会等）

第14条 会議に提案する事項について、協議又は調整を行うため、推進協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項について調査、検討を行うため、推進協議会に委員会を置くことができる。

3 幹事会及び委員会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事業計画

（事業計画）

第15条 推進協議会の事業計画は、毎事業年度開始までに会議で議決を経て定めなければならない。

（事業報告）

第16条 推進協議会の事業報告は、毎事業年度末の会議において委員の承認を受けなければならない。

（事業年度）

第17条 推進協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

（委任）

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年12月13日から施行する。

この規約は、平成25年 2月 7日から施行する。

この規約は、平成26年11月25日から施行する。

この規約は、平成28年 3月25日から施行する。

別表 1

	分野	所属名		備考
1	行政	熊本県天草広域本部（天草地域振興局）	熊本県	
2	〃	天草市	天草市	
3	〃	上天草市	上天草市	
4	〃	苓北町	苓北町	
5	議会	天草市議会	天草市	
6	〃	上天草市議会	上天草市	
7	〃	苓北町議会	苓北町	
8	教育	天草市教育委員会	天草市	
9	〃	上天草市教育委員会	上天草市	
10	〃	苓北町教育委員会	苓北町	
11	〃	牛深観光ボランティアガイドの会	天草市	
12	〃	御領まちづくり振興会	天草市	
13	〃	二江まちづくり振興会・通詞島案内人	天草市	
14	〃	天草宝島案内人の会	天草市	
15	〃	天草イルカインフォメーション	天草市	
16	〃	上天草市観光ガイドの会	上天草市	
17	〃	苓北町観光ボランティアガイド協会	苓北町	
18	〃	御所浦ジオツアーリズムガイドの会	天草市	
19	地域振興	天草市まちづくり協議会連絡会	天草市	
20	〃	上天草市区長連合会	上天草市	
21	〃	苓北町区長会	苓北町	
22	〃	天草地区商工会青年部連絡協議会	天草地区	
23	観光	一般社団法人 天草宝島観光協会	天草市	
24	〃	一般社団法人 天草四郎観光協会	上天草市	
25	〃	苓北町観光協会	苓北町	
26	〃	御所浦アイランドツアーリズム推進協議会	天草市	
27	〃	天草はまゆう会	天草市	
28	〃	一般社団法人 天草四郎観光協会おもてなし部会	上天草市	
29	研究	国立大学法人 熊本大学	大学	
30	〃	国立大学法人 長崎大学	大学	
31	〃	一般社団法人 熊本県地質調査業協会	地質調査業	
32	〃	天草市立御所浦白亜紀資料館	天草市	
33	環境	九州地方環境事務所天草自然保護官事務所	環境省	
34	〃	天草自然公園ボランティア協会	ボランティア	
35	〃	天草ビジターセンター	上天草市	

※国立大学法人熊本大学は顧問1名、委員2名にご就任いただいています。

※「教育」に御所浦ジオツアーリズムガイドの会(天草市)を追加 平成25年2月7日承認

※「教育」に天草市教育委員会・上天草市教育委員会・苓北町教育委員会を追加 平成26年11月
25日承認